

基本仕様書

1 業務名

中城村有機農業推進事業業務委託

2 履行場所

沖縄県中頭郡中城村内

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 有機農業促進に関する講演会の開催支援

- ① 中城村内における有機農業に関し、村民を元より周辺地域住民の理解度認知度向上及び慣行農業者・有機農業を志向する農業者双方の相互理解を深める趣旨の講演会開催を支援するもの。

当該講演会における講師（有識者等）の選定及び派遣並びに講師との各種調整（講師に対する謝礼金等の支払を含む）に関しては委託業務に含めるものとする。

(2) 検討会の開催支援

- ① 有機農業実施計画策定に向けた会議

ア 検討会の参加者は、有機農業者・生産者、農業関係団体、中城村内在住者である者とする。検討委員会委員に対する報酬は本業務に係る委託料に含まない。

イ 検討会の回数は3回以上とし、日程や所要時間及び実施場所について村と協議のうえ決定すること。

ウ 検討会開催に伴う運搬費や印刷費は本業務に係る委託料より支出すること。

(3) 先進地事例視察

- ① 先進地視察の選定・調整

ア 先進的に有機農業に取り組む地域の視察を企画・調整し、実施すること。

イ 視察地については、村と協議のうえ決定するものとする。

ウ 視察参加者は、受託者、村職員を基本とするが、その他の参加希望者があれば、本事業の趣旨に鑑み、受託者と村が協議のうえ決定する。

エ 視察先への受託者の交通費・宿泊費等は、原則、本事業に係る委託料から支出することとする。

(4) 有機農業に取り組む農業者への支援

① 研修会及び栽培技術指導の実施

ア 研修会及び技術指導（以下、「研修会等」）の受講者は、村内の農地で生業として有機農業に取り組む者、または、今後取り組む意欲のある者とする。

イ 研修会の回数は3回以上とし、受講者数は研修内容等も踏まえて、村と協議のうえ決定すること。

ウ 研修会の講師の選定にあたっては、原則、生業として有機農業に取り組む個人又は法人とし、村と協議のうえ決定すること。講師に対する謝礼は本業務に係る委託料より支出すること。

エ 研修会の内容は、受講者が有機農業に取り組む者及び今後取り組む意思のある者であることを踏まえ、実践的な内容とすること。なお、慣行農業を著しく否定した内容とならないよう配慮し、村と協議のうえ決定すること。

オ 研修会の日程や所要時間及び実施場所について、村と協議のうえ決定すること。

カ 研修受講者とのやり取りについては、原則、受託者が行うものとするが、村が対応することが妥当と判断した場合にはこの限りではない。

キ 研修終了後、受講者より研修の感想についてアンケートを取り、結果を取りまとめること。なお、アンケートの内容については、村と協議のうえ決定すること。

② 有機農業に取り組む農業者等の把握

ア ①及び②の業務を含め、村内の農地で、有機農業に取り組む農業者の情報把握に努め、情報を得た場合には、その農業者の取組み等について調査を行い、その結果を村に報告すること。

イ 調査項目については、今後の村内の有機農業推進に寄与する内容とし、村と協議のうえ決定すること。

ウ 村は把握している農業者について、受託者へ適宜情報を共有するものとする。

(5) 中城村の有機農業推進への提案

上記(1)から(4)の成果及び課題を取りまとめるとともに、それらを踏まえて、次年度以降の有機農業推進に向けた効果的な手法等について提案すること。

6 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

7 成果物

(1) 有機農業に取り組む農業者の支援

- ① 有機農業研修会の実施 研修ごとに、講義内容（実習形式の場合は体験内容）をレポート（研修受講者の感想や研修風景の写真なども盛り込まれている資料）にまとめ、データで提出すること。なお、講義で使用する資料についても併せて提出するものとするが、形式については、講師と協議のうえ決定するもの。
- ② 先進地視察先進地視察について、エクセルデータまたはワードデータ等で視察内容等をレポートにまとめたものを提出すること。
- ③ 有機農業に取り組む農業者等の把握新たに把握した農業者ごとに、エクセルデータで調査結果を作成すること。

(2) 村民・事業者の理解促進

活動内容をエクセルデータまたはワードデータ等で作成すること。広報物を製作した場合は、それも提出するものとし、形式については、村と協議のうえ決定するもの。

(3) 有機農業推進に資する効果的な取組み

活動内容をエクセルデータまたはワードデータ等で作成すること。広報物を製作した場合は、それも提出するものとし、形式については、村と協議のうえ決定するもの。

(4) 中城村の有機農業推進への提案

エクセルまたはワードデータ等を作成すること。

※上記（1）から（4）は、数値等をできるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

(5) 上記（1）から（4）までを、紙で3部、CD-ROM で1枚提出すること。

7 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は村に帰属するものとし、村及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 村は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、村が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないことと
- (3) (2) の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。
- (5) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵

害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 村は、成果物の内容（デザイン、設計等を含む。）を自由に変更することができるものとする。

8 留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、中城村産業振興課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定すること。

(2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受託予定者と協議のうえ変更を加えることがある。

(3) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令や条例等を遵守すること。